

(案)

平成30年3月8日

紀の川市長 中村 慎司 様

紀の川市長期総合計画審議会

会長 仁藤 伸昌

第2次紀の川市長期総合計画の策定について（答申）

平成28年8月22日付け28紀企画発第144001号で諮問のありました第2次紀の川市長期総合計画の策定について、当審議会において、10回の会議と施策単位で合計9回の分科会を開催し、慎重な審議の結果、適切であると認め、下記の意見を付して答申いたします。

なお、本計画の策定については、小中学生を含む市民意識調査や高校生及び大学生の参加による市民ワークショップ等を開催し、市の将来を担う若者の意見も反映されています。

今後、本計画の推進にあたっては、十分に意見を尊重いただくとともに、市の将来像である「人が行き交い 自然の恵みあふれる 住みよいまち」の実現に向けて、市長のリーダーシップのもと全庁体制により、最善の努力をされるよう要望いたします。

記

1. 長期総合計画は、まちづくりの最も基本となる指針であり、本計画に掲げる将来像を実現するため、多くの市民に周知し、計画の共有に取り組みたい。
また、社会情勢の変化や複雑・多様化する行政課題に対応するためにも、市民や地域、事業者等と行政が一体となった、協働によるまちづくりを推進されたい。
2. 人口減少を抑制し、地域活力を維持するためにも、市民の交流を促し、地域力の向上を図りつつ、定住人口や交流人口の増加につながるよう、本市の豊富な地域資源を活用し、市のイメージアップや郷土愛の醸成につながる施策展開を図られたい。
3. 本計画の進行管理については、行政評価制度を活用し、市民に分かりやすい成果重視の評価により、的確な進行管理を行い、効果的かつ効率的な市政運営に努められたい。



28 紀企画発第 144001 号

平成 28 年 8 月 22 日

紀の川市長期総合計画審議会

会長 仁藤 伸昌 様

紀の川市長 中村 慎司



第 2 次紀の川市長期総合計画の策定について（諮問）

紀の川市長期総合計画審議会条例（平成 17 年紀の川市条例第 28 号）第 2 条の規定に基づき、第 2 次紀の川市長期総合計画の策定に関する下記事項について、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 第 2 次紀の川市長期総合計画基本構想について
2. 第 2 次紀の川市長期総合計画基本計画（前期基本計画）について